インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨 等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(令和元年川崎市条例第35号) 第7条の規定に基づき、インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な 差別的言動に該当する旨等を次のとおり公表する。

令和2年10月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識 インターネット上の短文投稿サイト「Twitter」へ、本邦の域外にある国又は 地域の出身であることを理由として、特定の市民等を対象とする次の表現を含む 投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
- (1) 本格的に始末する必要があるという趣旨の記載をした表現
- (2) 祖国へお帰り下さいという趣旨の記載をした表現
- (3) 日本から出て行けという趣旨の記載をした表現
- (4) 自分の国に帰れという趣旨の記載をした表現
- (5) 昆虫にたとえる表現
- (6) 早く日本から出ていけという趣旨の記載をした表現
- (7) 早く自分達の国に帰れという趣旨の記載をした表現
- 2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要 上記1(1)から(7)までに記載のとおり
- 3 その他
- (1)上記1(1)から(7)までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2)公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。